

議題（１）

内航海運業者と荷主との連携強化のための
ガイドラインの作成

【資料1】内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドラインの作成

- 本ガイドラインは、今般の船員法と内航海運業法の改正により新たに盛り込まれた「船員の働き方改革」や、内航海運における「取引環境改善」と「生産性向上」のための各種制度を実効性のあるものにするため、荷主、オペレーター、オーナーがそれぞれ遵守すべき事項とともに望ましい協力のあり方等をまとめたもの。
- パブリック・コメントを実施した上で、今年度中に公表予定。



内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（仮称）の主な内容

| | |
|-----------------------------|---|
| 内航海運業法等の改正 | 法改正によって内航海運業法と船員法に盛り込まれた「船員の働き方改革」や内航海運の「取引環境改善」、「生産性向上」を図るための新たな制度の概要 |
| 望ましい取引のあり方 | 契約における法令上の遵守事項とともに、 <u>取引相手との対話による丁寧な協議や原価計算に基づく見積書を用いた料金協議等</u> 、望ましい取引の類型 |
| 船員の労働環境を守るため、それぞれの関係者が果たす役割 | 船員の労務管理について、オペレーターとオーナー、荷主とオペレーターとの関係において、それぞれが果たすべき役割 |
| 安定的な内航輸送の確保に向けた課題への取組例 | 安定的な内航輸送を確保するため、荷主、オペレーター、オーナーが連携して協力して解決に取り組むことの重要性とその課題例 |
| 安定的な内航輸送の維持のための4つのステップ | <u>内航輸送の現状や課題等を関係者間で共有し、定量的な指標による達成目標を設定して改善に取り組み、その成果を更なる改善につなげるための手順</u> |

ガイドラインの公表までのスケジュール(案)

2月28日(月) パブリック・コメント開始 (2週間)

3月 4日(金) 安定・効率輸送協議会 (3部会合同会合)

11日(金) パブリック・コメント終了

18日(金) プレス発表 (公表)

荷主及び元請けオペレーターの経営層への
協力依頼

29日(火) 内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会

※次年度以降、「船員の働き方改革」等に向けた取組の好事例を追加するなど、必要に応じて改訂を行うこととする。